

肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程

平成 11 年 4 月 1 日 施行

平成 11 年 6 月 12 日 一部改正

平成 12 年 3 月 15 日 一部改正

平成 12 年 6 月 26 日 一部改正

平成 13 年 1 月 29 日 一部改正

平成 13 年 11 月 16 日 一部改正

平成 14 年 1 月 29 日 一部改正

平成 14 年 3 月 22 日 一部改正

平成 14 年 6 月 24 日 一部改正

平成 15 年 3 月 20 日 一部改正

平成 16 年 1 月 15 日 一部改正

平成 16 年 4 月 16 日 一部改正

平成 17 年 3 月 8 日 一部改正

平成 18 年 3 月 30 日 一部改正

平成 22 年 7 月 8 日 一部改正

平成 22 年 9 月 17 日 一部改正

平成 22 年 11 月 22 日 一部改正

平成 23 年 7 月 8 日 一部改正

平成 24 年 3 月 7 日 一部改正

平成 25 年 3 月 5 日 一部改正、平成 25 年 4 月 1 日 施行

平成 26 年 6 月 4 日 一部改正、平成 26 年 4 月 1 日 施行

平成 28 年 6 月 16 日 一部改正 平成 28 年 5 月 19 日 施行

平成 29 年 2 月 24 日 一部改正 平成 28 年 12 月 27 日 施行

平成 30 年 2 月 26 日 一部改正 平成 29 年 4 月 1 日 施行

令和 2 年 3 月 4 日 一部改正 令和 2 年 4 月 1 日 施行

一般社団法人 滋賀県畜産振興協会

肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程（改正案）

第1章 総 則

（目 的）

第1条 この業務規程は、一般社団法人滋賀県畜産振興協会（以下「本会」という。）が行う次に掲げる業務（以下「業務」という。）に関する基本的事項を定め、もってその業務の適正な運営に資するものとする。

- （1）肉用子牛についての生産者補給金交付契約の締結、生産者積立金の積立て及び生産者補給金の交付
- （2）前号の業務に付帯する業務

（業務運営の基本方針）

第2条 本会は、その行う業務の公共的重要性に鑑み、行政庁、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）および関係団体との緊密な連絡の下に、その業務を能率的かつ効果的に運営するものとする。

（業務対象年間）

第3条 本会は、業務対象年間ごとに業務を行うものとする。

- 2 業務対象年間の1期間は、5年間とする。
- 3 本会は、業務対象年間において生産者補給金に充てるための資金が著しく減少したことにより業務を行うことが困難であると認められる場合、その他やむを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）の承認を得て業務対象年間を短縮することができる。

第2章 会 計

（資産の区分経理）

第4条 この業務に係わる会計は、公益事業継続（近江牛等子牛生産安定事業）会計を設けて、他の会計と区分して経理するものとする。

- 2 この業務に係わる資産は、これを特別運用基金、普通財産、生産者積立金、生産者積立準備金、特別の積立金および償還円滑化積立金に区分して経理するものとする。
- 3 生産者積立金、特別の積立金および償還円滑化積立金は、肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）（以下「法」という。）第5条第1項の保証基準価格および同条第2項の合理化目標価格が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別に区分して経理するものとする。また、生産者積立準備金のうち第8条第2項の負担金充当分および特別の積立金は契約生産者別に区分して経理することができるものとする。

（特別運用基金）

第5条 特別運用基金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）特別運用基金とすることを指定して拠出された財産
 - （2）特別運用基金の一部に充てることを指定して寄付または補助された財産
 - （3）前各号に掲げる財産から生ずる果実
- 2 特別運用基金は、次の各号に掲げる場合を除き、これを処分してはならない。
- （1）本会の円滑な運営を確保するため、他の方法がなく滋賀県知事の承認を受けて第12条第2項の借入金の償還に充てる場合
 - （2）本会が法第9条第1項の規定により指定を解除された場合
 - （3）肉用子牛生産者補給金制度が終了し、特別運用基金に残額が生じた場合
 - （4）特別運用基金の運用により生じた果実に相当する額の範囲内で、本会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費に充てる場合
 - （5）肉用子牛生産者補給金制度に係る業務に支障がないことが見込まれるため、滋賀県知事の承認を受けて会員に返還する場合

（普通財産）

第6条 普通財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- （1）前条の2第2項の規定により本会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の管理運営に要する経費に

充てるものとして、普通財産に繰入れた財産

- (2) 次条第1項第7号、第9条第1項第3号および第10条第1項第5号に掲げる寄付金以外の寄付金
- (3) 資産から生じる収入の中から、理事会の議決を経て普通財産に繰入れた財産（次条第1項第2号、第3号および第7号、第9条第1項第3号ならびに第10条第1項第1号、第2号および第5号に掲げる補助金を除く。）
- (4) 第9条第2項ただし書の規定により普通財産に繰入れた財産
- (5) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

（生産者積立金）

第7条 生産者積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 生産者積立金を積み立てるために肉用子牛の生産者が納付した負担金
 - (2) 生産者積立金を積み立てるために法第6条第2項の規定に基づき機構から交付された生産者積立助成金
 - (3) 生産者積立金を積み立てるために法第6条第3項の規定に基づき滋賀県から交付された生産者積立助成金
 - (4) 次条第3項の規定により生産者積立金に繰入れた財産
 - (5) 第9条第2項の規定により生産者積立金に繰入れた財産
 - (6) 生産者積立金とすることを指定して寄付または補助された財産（第2号及び第3号に掲げるものを除く。）
 - (7) 前各号に掲げる財産から生ずる果実
- 2 生産者積立金は、生産者補給金の交付および第12条第2項の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない。
- (1) 第16条に規定する契約肉用子牛が、その要件を満たしていないことが判明し、次に掲げる返還を行う場合
 - ア 当該肉用子牛に係る前項の(1)及びその果実に相当する額の当該契約生産者への返還(当該契約生産者の故意又は過失によってその要件を満たさないときは除く。)
 - イ 当該肉用子牛に係る前項の(2)及びその果実に相当する額の機構への返還
 - ウ 当該肉用子牛に係る前項の(3)及びその果実に相当する額の滋賀県への返還
 - (2) 業務対象年間の終了時において、生産者補給金の交付及び第12条の第2項の規定による借入金の償還に充当して、なお生産者積立金に残額があるときに、当該残額を生産者積立準備金へ繰り入れる場合

（生産者積立準備金）

第8条 生産者積立準備金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 前条第2項第2号の規定により、生産者積立金から生産者積立準備金に繰り入れた財産
 - (2) 次条第2項の規定により、生産者積立準備金に繰り入れた財産
 - (3) 第10条第2項ただし書きの規定により、償還円滑化積立金から生産者積立準備金に繰り入れた財産
 - (4) 前各号に掲げる財産から生ずる果実
- 2 生産者積立準備金は、前項第2号及び第3号により繰り入れた財産の金額を負担金充当分として、繰入準備金に2分の1を乗じて得た金額を機構の生産者積立助成金充当分として、繰入準備金に4分の1を乗じて得た金額を滋賀県の生産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。
- また、前項第1号の生産者積立金から繰り入れた財産に、生産者積立金を造成した生産者、機構および滋賀県のそれぞれの造成比率を乗じて得た金額を、生産者分については負担金充当分として、機構分については機構の生産者積立助成金充当分として、滋賀県分については滋賀県の生産者積立助成金充当分としてそれぞれ区分して経理する。
- 3 前項の規定により区分経理した生産者積立準備金は、次の各号に掲げる場合を除き、これを処分してはならない。
- (1) 負担金充当分に係るものにあつては、理事会の議決を経て次のとおり処分する場合
 - ア 前条第1項第1号の肉用子牛の生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れる場合
 - イ 業務対象年間終了時における契約生産者に返還し、又は第10条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合
 - ウ 特別の積立金から繰り入れた財産およびその果実について、業務対象年間終了時において、当該繰り入れた財産およびその果実の額から負担金として生産者積立金に繰り入れた額を差し引いた額の全部又

は一部を契約生産者に返還する場合

エ 業務対象年間中において、生産者積立金準備金に残額が生じることが見込まれ、その全部又は一部について契約生産者に返還する場合

オ イからエの規定により契約生産者に返還することとした場合であって、契約生産者が所在不明であること等により返還できないときに、別に定める「滋賀県肉用子牛生産者補給金制度における生産者積立準備金等の返還の取扱いに関する指針」に基づく手続きを経て普通財産に繰り入れる場合

(2) 機構の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア 独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認に基づき、前条第1項第2号の機構から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ 理事長の指示に基づき、業務対象年間終了時において機構に返還し、又は第10条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、理事長の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

(3) 滋賀県の生産者積立助成金充当分に係るものにあつては、次のとおり処分する場合

ア 滋賀県知事の承認に基づき、前条第1項第3号の滋賀県から交付された生産者積立助成金として生産者積立金に繰り入れる場合

イ 滋賀県知事の指示に基づき、業務対象年間終了時において滋賀県に返還し、又は第10条で規定する償還円滑化積立金に繰り入れる場合

ウ 業務対象年間中において、生産者積立準備金に残額が生じることが見込まれ、滋賀県知事の指示に基づき、全部又は一部について返還する場合

（特別の積立金）

第9条 特別の積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 特別納付金

(2) 肉用子牛価格安定事業実施要領（昭和45年4月21日付け45畜A第2175号農林事務次官依命通達。以下「旧要領」という。）第4の3の(4)の規定に基づく交付準備金のうち旧要領第5の3の(3)の規定に基づく高騰時積立金（その果実を含む。）から特別の積立金に繰り入れた財産

(3) 特別の積立金とすることを指定して寄付または補助された財産

(4) 前号に掲げる財産から生ずる果実

2 特別の積立金は、生産者補給金の交付において、生産者積立金に不足を生ずる場合に生産者積立金に繰り入れる場合、生産者積立準備金に繰り入れる場合及び償還円滑化積立金に繰り入れる場合又は第12条第2項の規定による借入金の償還に充てる場合を除き、これを処分してはならない。ただし、理事会の議決を経て、かつ、滋賀県知事の承認に基づき普通財産に繰り入れる場合その他の場合はこの限りでない。

（償還円滑化積立金）

第10条 償還円滑化積立金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 償還円滑化積立金を積み立てるために機構から補助された財産

(2) 償還円滑化積立金を積み立てるために滋賀県から補助された財産

(3) 償還円滑化積立金を積み立てるために特別の積立金から繰り入れた財産

(4) 償還円滑化積立金を積み立てるために生産者積立準備金から繰り入れた財産

(5) 償還円滑化積立金の一部に充てることを指定して寄付または補助された財産（(1)および(2)に掲げるものを除く。）

(6) 前各号に掲げる財産から生ずる果実

2 償還円滑化積立金は、第12条第2項の規定による借入金の償還に充てる場合を除きこれを処分してはならない。

ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

(1) 前項第1号に定める財産及びその果実について理事長の承認を得た場合

(2) 第8条第3項第1号の規定に基づき、負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産について、業務対象年間終了時において、第12条第2項の規定による借入金の償還に充当して、なお当該財産に残額があるときに、当該財産を、理事会の議決を経て、生産者積立準備金に繰り入れる場合

（事務費等の支弁）

第11条 この業務の運営の事務に要する経費は、普通財産をもって支弁する。

(借入金)

第12条 本会は、管理費、この業務の運営の事務に要する経費の支弁に充てるため理事会の議決を経て、その事業年度において普通財産をもって償還する一時借入金をすることができる。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、これを借り換えることができる。

2 本会は、生産者補給金の交付に充てるため、生産者積立金（第8条第3項の生産者積立準備金、第9条第2項の特別の積立金および本会の本制度に係るその他の資産から繰り入れるべき財産を含む。）に不足が生じたときは、理事会の議決により、借り入れをすることができる。

第3章 生産者補給金交付契約の締結及びその方法

(契約締結の相手方)

第13条 滋賀県内で生産される肉用子牛の生産者（肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者を含み、法人にあっては、肉用子牛生産安定等特別措置法施行令（昭和63年政令第347号。以下「令」という。）第6条第1号および第2号に定めるものに限る。）は、本会と、業務対象年間ごとに、生産者補給金交付契約（以下「契約」という。）を締結することができる。

2 本会は、前項に規定する生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約の締結を拒むことができる。

(1) 第17条第2項の規定により契約を解除されてから2年を経過しない場合

(2) 第39条の規定に基づく生産者補給金の返還を完了していない場合

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）又は暴力団員等がその事業活動を支配する者である場合

(4) 法及び法に基づく命令その他関係法令の規定に違反する行為を行った場合（当該行為により罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない場合に限る。）

(契約の対象となる資格を有する肉用子牛)

第14条 契約の対象となる資格を有する肉用子牛は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 国内で分娩された肉用牛であること。

(2) 満12月齢未満であること。

(3) 乳用種の雌子牛にあっては、肥育仕向けとして哺育・育成されることが確実となるよう本会が別に定める方法により、肥育仕向けの措置等が講じられていること。

(4) 譲受けに係る肉用子牛にあっては、譲り受けて飼養を開始する日における月齢が満2月齢未満であること。

(5) 第20条の規定による個体登録を行うまで、本会の区域（滋賀県の区域）内で飼養されていること。（本会の区域外に肉用子牛の飼養地を有する契約生産者が、第20条に規定する個体登録を行う前にその飼養する肉用子牛を本会の区域外の飼養地に移動させる場合にあっては、本会が第18条に規定する個体登録の申込み、第19条に規定する個体識別の措置及び第26条に規定する負担金の納付を確認するまで本会の区域内で飼養され、本会の区域外の飼養地への移動の届出が行われていること。）

(契約の申込みおよび締結)

第15条 契約の申込みは、本会が別に定める生産者補給金交付契約申込書により本会に対し行うものとする。

2 本会は、第13条第1項に規定する肉用子牛の生産者から前項の規定による申込みを受けたときは、遅滞なく、当該申込みをした者との間で本会が別に定める生産者補給金交付契約書により契約を締結するものとする。

(契約肉用子牛)

第16条 契約に基づき当該業務対象年間において生産者補給金の交付の対象となる肉用子牛は、第20条の規定に基づく個体登録が行われたもの（以下「契約肉用子牛」という。）とする。

(契約の解除)

第17条 本会は、契約を締結した法人が、令第6条第1号および第2号に定めるものでなくなったときは、契約を解除するものとする。

2 本会は、契約を締結した肉用子牛の生産者(以下「契約生産者」という。)が、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 第15条の生産者補給金交付契約申込書、第18条の肉用子牛個体登録申込書、第21条第1項の販売確認申出書および第22条第1項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第40条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、若しくは拒否し、又は、故意若しくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (3) 故意または重大な過失により第19条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき
- (4) 第13条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) その他故意または重大な過失により契約に違反したとき

第4章 肉用子牛の個体登録

(個体登録の申込み)

第18条 契約生産者は、当該契約生産者の肉用子牛を契約肉用子牛としようとするときは、当該肉用子牛が満2月齢に達する日までに、本会に対し本会が別に定める肉用子牛個体登録申込書により、個体登録を申込みものとする。

なお、個体登録の申込みを行うことのできる肉用子牛は繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記書証明書等により、契約生産者の所有に属することが確認できるものに限ることとする。

(個体識別)

第19条 本会は、前条の規定による個体登録の申込みがあったときは、当該申込みに係る肉用子牛について、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法(平成15年法律第72号。以下「牛トレサ法」という。)第3条に基づく牛個体識別台帳に記録された事項(以下「個体識別情報」という。)を利用し、個体識別の措置を行うものとする。ただし、個体識別情報の利用が困難な場合には、本会は、本会が別に定める肉用子牛現地調査要領(以下「調査要領」という。)に基づき、生年月日の確認、個体確認等のための現地調査を行うことにより、当該肉用子牛について個体識別の措置を行うものとする。

2 本会は、個体登録の申し込みがあった肉用子牛が契約生産者の所有に属するものであることを繁殖台帳、家畜共済引受台帳、子牛登記証明書等により、確実に把握するものとする。

(個体登録)

第20条 本会は、前条の規定により個体識別の措置を行った肉用子牛について、当該肉用子牛が満6月齢に達する日までに、契約生産者から第26条の規定に基づく負担金の納付を確認の上、本会が別に定める個体登録台帳に登録する。

2 本会は、前項の規定により個体登録を行った場合は、本会が別に定める方法により契約生産者にその内容を記載した通知書を交付するものとする。

第5章 契約肉用子牛の販売又は保留の確認等

(販売の確認)

第21条 契約生産者は、契約肉用子牛を満6月齢に達した日以後満12月齢に達する日までの間に販売した場合は、販売の都度、遅滞なく、本会が別に定める販売確認申出書に本会が必要と認める販売を行ったことを証する書類を添えて、本会に申し出るものとする。

2 本会は、前項の規定により提出された書類に基づき、当該申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、販売の事実、販売時の月齢および販売日を確認するものとする。

(保留の確認)

第22条 契約生産者は、契約肉用子牛を満12月齢に達した以後も飼養すること(以下「保留」という。)とする場合は、本会が別に定める保留確認申出書により本会に申し出るものとする。

2 本会は、前項の規定による申出に係る肉用子牛が満12月齢に達したときは、速やかに調査要領に基づき現地調査の上、申出に係る肉用子牛について、契約肉用子牛であること、契約生産者が飼養しており、満1

2月齢に達したことおよび満12月齢に達した日を確認するものとする。

- 3 本会は、契約肉用子牛の飼養場所を滋賀県内を越えて移動した契約生産者から保留確認申出書の提出があった場合には、第38条の規定にかかわらず、移動先の都道府県を区域とする都道府県肉用子牛価格安定基金協会（ただし、法第6条第1項の指定を受けたものに限る。）に委託して、保留の現地調査を行うことができる。
- 4 本会は、他の都道府県肉用子牛価格安定基金協会から、滋賀県内において飼養されている肉用子牛についての現地調査の委託を受けた場合は、第2項の現地調査に準じて当該委託に係る現地調査を行うものとする。

（死亡等の届出）

第23条 契約生産者は、契約肉用子牛について、死亡、盗難その他の事由（第21条第1項に規定する販売を除く。）により飼養しなくなった場合には、遅滞なく、本会が別に定める子牛異動報告書により本会に届け出るものとする。

第6章 生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付

（生産者積立金の積立て）

第24条 本会は、生産者積立金として積み立てる額の4分の1に相当する額以上の額については、契約生産者が納付する負担金及びその他の者（機構および滋賀県を除く。）が生産者積立金の一部に充てることを条件として交付する金銭をもって充てるものとする。

（肉用子牛1頭当たりの負担金の額）

第25条 本会は、理事会の議決を経て、業務対象年間における肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めるものとする。

2 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、当該業務対象年間において生産者補給金の交付に要すると見込まれる金額から、法第6条第1項の生産者補給交付金として交付されることが見込まれる金額ならびに法第6条第2項および第3項の生産者積立助成金、その他の生産者積立金の一部に充てることを条件として交付されることが見込まれる金額を控除した金額を、当該業務対象年間において見込まれる契約肉用子牛の頭数で除して求めた額を基準として定めるものとする。

3 本会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定めたときは、遅滞なくこれを公告するものとする。

4 肉用子牛1頭当たりの負担金の額は、法第5条第1項の保証基準価格および同条第2項の合理化目標価格（以下「保証基準価格等」という。）が肉用子牛の品種別に定められる場合には、その品種別の区分ごとにそれぞれ定めるものとする。

（負担金の納付）

第26条 契約生産者は、個体登録の申込みを行ったときは、遅滞なく、本会が別に定める方法により、肉用子牛1頭当たりの負担金の額に個体登録の申込みを行った肉用子牛の頭数を乗じて得た金額を負担金として本会に納付するものとする。

（負担金の相殺の禁止）

第27条 契約生産者は、本会に納付すべき負担金について、相殺をもって本会に対抗することはできない。

（負担金の返戻）

第28条 負担金は、契約の解除が行われた場合その他いかなる場合であっても、これを返戻しないものとする。

（特別納付金）

第29条 本会は、第26条に規定する負担金のほか、肉用子牛の価格の異常な低落等に対処するため、契約生産者に特別の積立金の積立に要する特別納付金を納付させることができる。

2 特別納付金の額、納付期日その他の特別納付金に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

3 第25条第3項および第4項ならびに第27条の規定は、特別納付金に準用する。

（肉用子牛1頭当たりの負担金の額の承認）

第30条 本会は、肉用子牛1頭当たりの負担金の額を定め、または改定しようとするときは、生産局長の承認を受けるものとする。

第7章 生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付

(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)

第31条 本会は、機構から契約肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受けた生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、第21条第2項および第22条第2項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 本会は、前項の生産者補給金については、契約生産者が契約の申込みの時ににおいて指定した金融機関の口座に払込む方法により交付するものとする。ただし、本会が、特に必要と認めるときは、本会の指定する場所において交付することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第32条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、前条第1項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは、「当該品種別の頭数」とする。

第8章 生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定およびその交付の方法

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付)

第33条 本会は、法第5条第3項の平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合には、契約生産者に対し生産者積立金から生産者補給金を交付するものとする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定)

第34条 本会が生産者積立金から交付する生産者補給金の金額は、令第3条で定める平均売買価格の算出の単位となる期間ごとに、合理化目標価格から平均売買価格を控除した金額に100分の90を乗じて得た金額に、契約肉用子牛であって当該平均売買価格の算出の単位となる期間内に、その契約肉用子牛の生産者が満6月齢に達した日以後に販売したこと、または、その契約肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、満12月齢に達したことにつき本会が第21条第2項および第22条第2項の確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

(生産者積立金から交付する生産者補給金の交付の方法)

第35条 本会は、前条の規定により算定した生産者補給金の金額に相当する金額を生産者補給金として、第21条第2項および第22条第2項の確認を受けた契約肉用子牛の契約生産者に対し、当該契約肉用子牛の頭数に応じて速やかに交付するものとする。

2 第31条第2項の規定は、前項の生産者補給金について準用する。

(生産者補給金の削減)

第36条 本会は、生産者積立金が不足すると見込まれるときは、生産局長に協議して、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額を削減することができる。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合の読替え)

第37条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められている場合には、第33条中「法第5条第3項の平均売買価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の法第5条第3項の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、第34条中「合理化目標価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の合理化目標価格」と、「平均売買価格を控除した」とあるのは「当該品種別の平均売買価格をそれぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、第35条第1項中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」と、前条中「生産者積立金が」とあるのは「肉用子牛の品種別に、生産者積立金が」と、「生産者積立金から」とあるのは「当該不足が見込まれる品種の生産者積立金から」とする。

第9章 業務に係る事務の委託に関する事項

(業務に係る事務の委託)

第38条 本会は、本会が指定する者（農業協同組合、農業協同組合連合会その他本会が滋賀県知事の承認を受けた者に限る。）に、本会が別に定めるところにより、必要に応じ、その業務に係る次に掲げる事務を、理事会の議決を経て、委託することができる。

- (1) 契約に係る書類の受理および送付
- (2) 負担金、特別納付金および手数料の受領
- (3) 個体登録に係る書類の受理および送付
- (4) 個体登録の申込みがあった肉用子牛に係る個体識別の措置
- (5) 契約肉用子牛の販売または保留の確認の申出に係る書類の受理
- (6) 契約肉用子牛の保留に係る現地調査（第22条第4項の規定による現地調査を含む。）
- (7) 子牛異動報告書の受理
- (8) 第40条第1項の規定による契約生産者からの報告の徴収

第10章 雑 則

(生産者補給金の不交付または返還)

第39条 本会は、契約生産者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該契約生産者に対し、生産者補給金の全部もしくは一部を交付せず、又は第13条第1項に定める契約の期間の満了後であっても、既に交付した生産者補給金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 第15条の生産者補給金交付契約申込書、第18条の肉用子牛個体登録申込書、第21条第1項の販売確認申出書および第22条第1項の保留確認申出書に虚偽の記載をしたとき。
- (2) 第26条の負担金の納付がなかったとき。
- (3) 次条第1項の規定により報告を求められた場合において、その報告を怠り、もしくは拒否し、または故意もしくは重大なる過失によって不実の報告をしたとき。
- (4) 契約を締結した法人が、令第6条第1号および第2号に定めるものでなくなったとき。
- (5) 故意または重大な過失により第19条第1項に規定する個体識別の措置を妨げたとき
- (6) 第14条第2項各号（第2号を除く。）のいずれかに該当したとき。
- (7) その他故意または重大な過失により契約に違反したとき

(報告の徴収等)

第40条 本会は、必要があると認めるときは、契約生産者に対し、肉用子牛の生産状況、販売状況その他必要な事項について報告を求め、調査を行うことができる。

- 2 本会は、機構又は一般社団法人全国肉用牛振興基金協会から、その業務の実施について報告を求められた場合は、遅滞なく報告するものとする。

(手数料)

第41条 本会は、業務の運営の事務費に充てるため、実費相当額を限度として、契約生産者に手数料を納付させることができる。

- 2 手数料の額、納付期日その他の手数料に関する事項は、理事会の議決を経て定めるものとする。

(細 則)

第42条 本会は、この業務規程に定めるもののほか、業務の運営に関し必要な事項について、細則を定めることができるものとする。

(業務規程の変更)

第43条 この業務規程は、理事会の議決を経た上、滋賀県知事の承認を得なければ変更することができない。

付 則 1

1 この業務規程は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成11年4月1日）から施行する。

なお、社団法人滋賀県肉用子牛価格安定基金協会の肉用子牛生産者補給金制度に係る業務規程に基づき、平成11年3月31日までに実施された業務対象年間の期間は、本業務規程に引き継がれるものとする。

2 契約肉用子牛について、その第 21 条第 1 項および第 22 条第 1 項に規定する販売または保留が当該契約肉用子牛の個体登録の申込みの日の属する業務対象年間に行われることとならず、次期の業務対象年間に行われることとなる場合にあって、当該契約肉用子牛の契約生産者が引き続き次期の業務対象年間においても契約を締結するときは、当該契約肉用子牛を次期の業務対象年間の契約に係わる契約肉用子牛とみなすものとする。

3 契約生産者は、第 8 条第 3 項第 1 号アの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から当該契約生産者が納付した負担金として生産者積立金に繰り入れられた財産があるときは、第 26 条の規定にかかわらず、当該繰り入れた財産の金額を限度として、同条の規定による負担金の納付を要しないものとする。その場合において、第 24 条および第 26 条の規定の適用にあっては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した負担金の額とみなすものとする。

4 契約生産者は、第 8 条第 3 項第 1 号イの規定に基づき生産者積立準備金のうち負担金充当分から償還円滑化積立金に繰り入れた財産があるときは、第 29 条の規定の適用にあっては、当該繰り入れた財産は、その金額を限度として当該契約生産者が納付した特別納付金の額とみなす

付 則 2

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 11 年 6 月 12 日）から施行する。

付 則 3

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 12 年 3 月 15 日）から施行する。

付 則 4

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 13 年 1 月 29 日）から施行する。

付 則 5

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 14 年 1 月 29 日）から施行する。

付 則 6

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 14 年 3 月 22 日）から施行する。

付 則 7

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 14 年 6 月 24 日）から施行する。

付 則 8

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 15 年 3 月 20 日）から施行する。

付 則 9

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 16 年 1 月 15 日）から施行し、平成 15 年 12 月 1 日から適用する。

付 則 10

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 16 年 4 月 16 日）から施行し、平成 16 年度会計から適用する。

付 則 11

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 17 年 3 月 8 日）から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

付 則 12

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成 18 年 3 月 30 日）から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
2 この業務規程による改正は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 18 年 10 月 1 日以降に個体登録される肉用子牛から適用するものとする。

付 則 13

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成22年7月8日）から施行し、平成22年5月12日から適用する。

付 則 14

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成22年7月8日）から施行し、平成22年6月1日から適用する。

付 則 15

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成22年9月17日）から施行し、平成22年11月11日から適用する。

付 則 16

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成22年11月22日）から施行し、平成23年1月5日から適用する。

付 則 17

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成23年7月8日）から施行し、平成23年4月19日から適用する。

付 則 18

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成24年3月7日）から施行し、平成24年3月13日から適用する。

付 則 19

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成25年3月28日）から施行し、平成25年4月1日から適用する。

付 則 20

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成26年7月14日）から施行し、平成26年4月1日から適用する。

付 則 21

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成28年6月27日）から施行し、平成28年5月19日から適用する。

付 則 22

1 この業務規程の改正は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成29年3月21日）から施行し、平成28年12月27日から適用する。

付 則 23

1 この業務規程は、滋賀県知事の承認を受けた日（平成29年7月14日）から施行し、平成29年4月1日から適用する。

付 則 24

1 この業務規程は、滋賀県知事の承認を受けた日（令和2年3月10日）から施行し、令和2年4月1日から適用する。